

日本メディカルネット会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本メディカルネット(JMN)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都中央区銀座1丁目19-13丸美屋ビル6階におく。

(目的)

第3条 本会は、メディカル従事者及び関係者が、個々の進歩発展のため、講習会、親睦会、インターネットによる情報交流等を通じて、会員相互の広域的ネットワークを構築し、学術・医療・介護サービス・経営等の向上を図り、もって国民がより良い医療サービスを楽しむための環境基盤作りに寄与することを目的とする。

(事業活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- 一 医療問題や他分野における学術・技術勉強会の開催
- 二 インターネットを通じた会員相互の向上に資する情報等の提供
- 三 医療事故調査機関と連携しての医療コンサルティング
- 四 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会員

(種別)

第5条 本会は、次の各号の会員をもって構成する。

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会した、メディカル従事者及び関係者たる個人又は団体
- 二 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助を目的に入会した、メディカル従事者及び関係者たる個人又は団体

(入会)

第6条 入会は、事務局にて事務手続きをし、常任役員会で承認する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、附則で定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会届が提出されたとき
- 二 本人が死亡したとき又は団体が解散したとき
- 三 会費を一年間滞納し、かつ事務局が通知をしても支払わないとき
- 四 除名されたとき
- 五 本会が解散したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員総会の議決により、これを除名することができる。

- 一 この会則に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 役員総会の議決事項に反し、かつ常任役員会の是正勧告に従わないとき

(会費等の不返還)

第10条 会員が資格を喪失した場合において、既に納入した入会金、会費、その他の会員が提出した金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 監事
- 四 部会長
- 五 事務局長

2 本会は次の役員を置くことができる。

- 一 名誉会長
- 二 特別顧問
- 三 顧問
- 四 副部会長
- 五 部会役員

(選任等)

第12条 会長、副会長、監事は、常任役員会が、自薦又は他薦された正会員の中から候補者を指名し、役員総会がこれを承認することにより、選任される

2 部会長は、各部会が正会員の中から候補者を指名し、役員総会がこれを承認することにより、選任される。ただし、各部会長は、次期部会長の使命を、常任役員会に委ねることができる。

3 名誉会長、特別顧問、顧問、部会役員、及び事務局長は、常任役員会が、正会員の中から選

任する。常任役員会は、これら役員を選任を、役員総会において報告しなければならない。

- 4 副部会長は、各部会が正会員の中から候補者を指名し、常任役員会がこれを承認することにより、選任される。常任役員会は副部会長の選任を、役員総会において報告しなければならない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、常任役員会の業務執行の状況、及び本会の財産の状況を監査し、役員総会で意見を述べる。
- 4 部会長及び副部会長は、各部会を運営する。
- 5 事務局長は、本会の事務処理を担当する。
- 6 名誉会長、特別顧問及び顧問は、常任役員会及び役員総会に出席し、常任役員会の詰問事項に関して意見を述べるができる。
- 7 部会役員の職務は、常任役員会でこれを定める。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、名誉会長、特別顧問、及び顧問はこの限りではない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合には、役員総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第4章 会議

(職別)

第16条 本会の会議は、役員総会、常任役員会、部会の3種とする。

(役員総会)

第17条 役員総会は、会長、副会長、監事、部会長、副部会長、部会役員、および事務局長をもって構成する

- 2 役員総会は、以下の事項を議決する。
 - 一 本会の解散
 - 二 会則の変更
 - 三 会員の除名
 - 四 会長、副会長、監事、及び部会長の就任の承認
 - 五 役員の解任
 - 六 部会の追加
 - 七 事業報告及び収支決算
 - 八 その他運営に関する重要事項
- 3 役員総会は、必要がある場合に、常任役員会が招集する。
- 4 役員総会の議長は、会長が務める
- 5 役員総会の定足数は、役員の総数の2分の1以上とする。
- 6 やむを得ない理由により役員総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって議決し、又は他の役員を代理人として議決を委任することができる。
- 7 役員総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 8 役員総会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(常任役員会)

第18条 常任役員会は、会長、副会長、各部会長、事務局長をもって構成する。

- 2 常任役員会は、以下の事項を議決する。
 - 一 役員総会の招集
 - 二 役員総会に付議すべき事項
 - 三 役員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 四 役員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - 五 会長、副会長、及び監事の候補者の選任
 - 六 名誉会長、特別顧問、顧問、副部会長、部会役員、及び事務局長の選任
 - 七 入会金及び会費に関する付則の変更
 - 八 入会の承認
- 3 常任役員会は、必要がある場合に、各構成員が招集する。
- 4 常任役員会の定足数は、全構成員の2分の1以上とする。
- 5 各部会長が欠席の時は、当該部会の副部会長が代理として出席する。
- 6 やむを得ない理由により常任役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって議決し、又は他の役員を代理人として議決を委任することができる。
- 7 常任役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第19条 本会に、医師部会、歯科医師部会、医療従事者関連部会、法務部会を設置する。

2 部会の運営は、各部会の会則による

第5章 会計

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、役員総会の議決を経なければならない。

附則

附則 本会則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 本会則は、平成27年4月16日に一部改正される。

附則 本会則は、令和元年7月21日一部改正される。

入会金及び会費に関する附則

(入会金)

第1条 正会員の入会金は、壹阡円とする。

2 賛助会員の入会金は、壹萬円とする。

(会費)

第2条 正会員の医科の会費は、年額伍阡円とする。

正会員の歯科の会費は、年額貳阡円とする。

賛助会員の会費は、年額貳萬円とする。

その他の正会員は、年額壹阡円とする。

※その他の正会員とは、常任役員会にて決議された正会員。

※研修医は会費を免除とする。

※賛助会員は当ホームページに記載することができる。(1年間に限り)

掲載料は別途相談によって決議する。

(協賛金)

第3条 協賛金は、常任役員会において適宜金額を決める。

(納入方法)

第4条 入会金、年会費、協賛金の納入は、事務局が別途定める手続きによる。